

最高裁判決を踏まえた生活保護費追加給付関連業務委託

公募型プロポーザル実施要領

1 目的

平成25年の生活扶助基準改定（デフレ調整）を違法とした最高裁判決（令和7年6月27日）を受け、国はこれまでの生活扶助基準の改定について、新たな水準を設定し、その差額分を追加給付することを決定した。青森市においても、国決定の趣旨を踏まえ、生活保護費の追加給付を行うことを目的とするものである。

2 委託業務の概要

(1) 業務内容

別紙「最高裁判決を踏まえた生活保護費追加給付関連業務委託仕様書」のとおり。

(2) 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

(3) 提案上限額

93,110,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※この金額は本業務の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものであるが、提案上限額を超えた場合は受託候補者として選定しない。

(4) 資料の配布

青森市公式ホームページからダウンロードすること。

https://www.city.aomori.aomori.jp/sangyo_koyou/jigyosha/1004700/1010891.html

(5) 問合せ先及び提出先

青森市福祉部生活福祉一課

〒030-0801 青森市新町一丁目3番7号 青森市役所駅前庁舎4階

TEL：017-734-5367 FAX：017-734-5839

メールアドレス：seikatsu-fukushi@city.aomori.aomori.jp

※問合せ、提出は、土日祝日を除く日の午前8時30分から午後5時までとする。

3 参加要件

本業務の公募型プロポーザルに参加する者は、次の要件の全てを満たす者でなければならない。ただし、受託候補者を決定するまでの間に参加要件を満たさなくなった場合は、応募を取り消すものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加申込の日において、会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは

- 第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。
- (3) 青森市競争入札参加資格業者指名停止要領（平成17年4月1日実施）の規定による停止措置を受けていない者であること。
- (4) 電子交換所による取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全でない者であること。
- (5) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (6) 青森市暴力団排除条例（平成23年青森市条例第33号）第2条第2号に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者でないこと。
- (7) 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認証や、一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）によるプライバシーマーク等の規格を取得していること。
- (8) 本業務に関して、類似業務の受託実績等の十分な実績や経験を有する者であること。

4 主なスケジュール

No.	内容	日程
1	公募の開始	令和8年6月12日（金）
2	質問書の提出期限	令和8年6月18日（木）午後5時まで
3	参加申込書の提出期限	令和8年6月18日（木）午後5時まで
4	質問に対する回答	令和8年6月26日（金） 青森市公式ホームページに掲載
5	企画提案書等の提出	令和8年7月3日（金）午後5時まで
6	審査委員会の開催	令和8年7月8日（水）
7	選定結果の通知	審査終了後

※公募型プロポーザルに関する提出書類は、上記スケジュールの期日までに必着のこと。

5 質問書の提出及び回答

- (1) 提出様式
質問書（様式第1号）
- (2) 提出方法、提出先及び提出期限
電子メールによる提出とする。提出先及び提出期限は、2-(5)及び4のとおり。
- (3) 質問書の回答
質問書に対する回答は、令和8年6月26日（金）に青森市公式ホームページにすべての

質問及び回答を掲載する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答するものとし、青森市公式ホームページへの掲載は行わない。また、質問の内容によっては回答しないことがある。

6 参加の申込

(1) 提出書類

No.	提出書類	様式	数量
1	参加申込書	第2号	データ
2	法人の概要資料（会社案内等）	任意様式	

(2) 提出方法、提出先及び提出期限

電子メールによる提出とする。提出先及び提出期限は、2-（5）及び4のとおり。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

No.	提出書類	様式	数量
1	応募申込書	第3号	データ
2	類似業務実績調書（添付資料含む）	第4号及び任意様式	
3	誓約書	第5号	
4	納税証明書（その3の2）又は（その3の3）の写し（発行から3か月以内のもの）	国税様式	
5	見積書	任意様式	1部
6	企画提案書（正本・紙媒体）		10部
7	企画提案書（副本・紙媒体）		1部
8	企画提案書（正・副本）のPDFファイル（可搬的記録媒体に保存し納品）		

※ 提出書類については、以下に記載する様式ごとの作成方法等を参照し作成すること。

(2) 類似業務実績調書（添付資料含む）の作成

ア 過去5年間に、国・地方公共団体との間で契約・履行した主な類似・関連業務実績について2件記載すること。

イ 類似の業務実績が多数ある場合は、最も本業務の趣旨に近いと思われる業務実績を記載すること。

ウ 記載した契約に係る業務内容及び規模（金額）が確認できる書類（契約書及び仕様書又は実績報告書の写し等）を添付すること。

(3) 見積書の作成

- ア 見積書については、仕様書等に掲げる条件に留意し、作成すること。
- イ 見積対象範囲は、仕様書に掲げる業務内容のとおりとするが、業務に係る委託料上限額の範囲内で、本業務や市の関連する取組に対して実効性が高いと考えられる内容を提案者が独自に提案することができるものとする。

(4) 企画提案書の作成

- ア 企画提案書は、表紙及び目次を除いて20ページ以内とし、表紙及び目次を除いたページを1ページとして番号を付すこと。
- イ 企画提案書の作成にあたっては、本要領及び仕様書と整合を図ること。
- ウ 企画提案書は、専門的知識を有しない者であっても理解のし易いものとする。
- エ 企画提案書には必ず業務スケジュールを含むこと。
- オ 企画提案書の副本は、社名・所在地・システム名・ロゴマーク等を黒塗り又は削除し、企画提案者が特定できないようにすること。

(5) 留意事項

- ア 本件プロポーザルの応募に要する費用は全て提案者の負担とする。
- イ 見積書及び企画提案書は1案のみとし、複数の提案は受け付けない。
- ウ 提出期限以降における書類の追加、変更及び再提出は認めない。ただし、青森市が書類の差替、変更又は取消を認めたときはこの限りではない。また、内容について、疑義の照会や追加資料を求める場合がある。
- エ 提出されたデータ等は返却しない。また、内部資料として複製する場合がある。
- オ 提案内容については、見積額以内で実施できることを確約したものとみなす。
- カ 企画提案書等は、青森市情報公開条例（平成17年青森市条例第26号）の対象となり、開示請求により公開される場合があるため、公開されることにより貴社が不利益を被るおそれのある技術情報その他の企業秘密が含まれないよう注意すること。

(6) 提出方法、提出先及び提出期限

No.1～5は電子メール、No.6～8は指定した媒体による提出とする。提出先及び提出期限は2－(5)及び4のとおり。

8 参加の辞退

参加の表明後に参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式第6号）を提出すること。提出方法は、電子メールによることとし、提出先及び提出期限は2－(5)及び4のとおりとする。なお、参加辞退届の提出があった場合も、既に提出された書類・データは返却しない。

9 受託候補者の選定

(1) 審査委員会の設置

受託候補者の選定を厳正かつ公平に行うため、「最高裁判決を踏まえた生活保護費追加給付関連業務委託公募型プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置する。

受託候補者の選定に当たっては、審査委員会において企画提案書の内容及び類似業務実績等、応募者から提出された書類を審査基準に基づき総合的に評価し、得点が最も高い者を本業務の受託候補者として選定する。

提案者が1者のみの場合であっても審査を実施するものとし、審査の結果、配点合計の6割未満の得点となった場合は、受託候補者として選定しない。

(2) 審査基準

審査基準については、別紙2「最高裁判決を踏まえた生活保護費追加給付関連業務委託審査基準」のとおりとする。

(3) プレゼンテーション

ア 日程・場所

- ・令和8年7月8日（水）
- ・青森市役所駅前庁舎内

※詳細は提案者に対し別途通知する。

イ 審査方法

応募者によるプレゼンテーション方式

- ・プレゼンテーションの持ち時間は、20分以内とし、この後委員から提案者に対し質疑を10分程度行う。
- ・出席者数は1法人につき、3名までとする。

ウ 非公開

プレゼンテーション及び審査は非公開とする。

(4) 選定結果

ア 選定結果については、選定審査終了後、自己の結果のみを全ての提案者に書面で通知するとともに、選定結果の順位が最も高い者のみを青森市公式ホームページに掲載する。

イ 審査内容及び選定結果に対する問合せには応じないものとし、選定結果に対するいかなる異議申立ても受け付けない。

(5) 失格事項

- ア 本要領に定めた参加要件を満たしていない場合
- イ 仕様と合致していない、仕様を満たす企画提案書となっていない場合
- ウ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- エ 提出期限までに所定の書類を提出しなかった場合
- オ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- カ 見積額が市の提示する委託料上限額を上回る場合
- キ その他、不正な行為があった場合

10 契約事項

(1) 契約手続き

ア 企画提案書等について、受託候補者と協議のうえ、地方自治法第234条に定める随意契約の方法によって委託契約を締結するものとする。ただし、当該協議が不調のときは、審査委員会による選定結果の順位が高い者から順に契約締結の協議を行う。

イ 協議の内容によっては、提案内容の一部を変更することができる。

ウ 契約の締結にあたり、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、青森市財務規則第134条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

(2) 著作権等の取扱

本業務による成果品の著作権等は原則的に市に帰属するものとし、市は本業務の成果品を自ら使用するために必要な範囲において、随時使用できるものとする。